

県立茅ヶ崎高等学校 生徒心得

県立茅ヶ崎高等学校の生徒である自覚と誇りを持ち、また本校の教育方針をよく理解した上で健全な学校生活を送り、将来は社会の各分野において自分の力量や特性を十分に発揮するべきである。そのために次の事がらを心得てほしい。

1. 学習は学校生活の中心となるものである。授業をはじめとした学習には、いつも自主的・積極的な態度で臨むこと。
2. お互いに人権・人格を尊重し合い、相手を思いやる姿勢で友人関係を築くこと。また、来客・教職員にはすすんで挨拶をするなど、礼儀を失わないように心掛けること。
その他、基本的なルールを以下にまとめる。

(1) 日 課

1. 朝は余裕を持って登校し、8時40分までにホームルームの自分の席に着席していること。
2. 原則として17時までに下校すること。それ以降、または休日に活動を行う場合は、HR担任・部活動顧問など、関係職員の許可・指導を受けること。
ただし、定時制の授業に支障のある活動は、すべて17時までに終了すること。
3. 欠席・遅刻・早退が前もって明らかな時は、生徒手帳の諸届欄に記入して早めにHR担任に届け出ること。
当日の欠席・遅刻は、保護者が8時25分までに学校に電話連絡すること。
また、体調不良などで早退する場合は、生徒手帳の諸届欄に記入してHR担任に届け出ること。

(2) 学校生活

1. 時間を守り、教室を移動する場合なども授業の開始に間に合うよう行動すること。
2. 登校後の外出は原則として認めない。特別の理由があつて外出するときには、生徒手帳の諸届欄、または職員室の「外出届」を利用して、HR担任または関係職員の許可を受けること。
3. 所持品には氏名を記入し、持物の管理をしっかりとすること。とくに授業等で教室を移動するときの貴重品の管理には十分注意すること。
4. 必要以上の金銭や高価なもの、学校生活に不必要なものは持参しないこと。やむを得ず持参した時には、HR担任・授業担当職員などに預けるなどして、管理に注意すること。
5. 金銭・物品の紛失や拾得があつた時には、すぐにHR担任や担当職員に届け出ること。
6. 学校の施設・備品の使用は、前もってHR担任・部活動顧問など、関係職員の許可・指導を受けること。なお、器物を破損したり怪我をした場合は、必ず申し出ること。
7. 火気の使用は禁止する。特別な事情で使用する場合は、関係職員の許可・指導を受けること。

(3) 登 下 校

1. 交通ルールを守り、自分と他者への安全に十分な注意を払うこと。
2. 登下校に自転車を利用する場合には、通学に適した自転車とし、万が一の自転車事故に備え、保険に加入すること。『自転車通学届』を提出し、所定のステッカーを車両に貼り付けること。
3. 決められた場所に鍵をかけて整然と駐輪すること。
4. 自転車乗車中における携帯電話・イヤホン等の使用は絶対にしないこと。
5. 登下校時に、原付自転車・自動二輪車および自動車を利用することは禁止する。

(4) 服 装

1. 服装は本校指定の制服を着用し、華美をつつしみ、常に身だしなみに注意すること。
2. 夏季、制服の上着を着用しない場合の服装は、次の通りとする。

男	子	白色無地のYシャツ
女	子	白色無地のブラウス、またはYシャツ

上記に加え、必要であれば制服のベスト（女子のみ）または市販のベスト（白、黒、グレー紺、ベージュなど）の着用を認める。
また、男女とも「白色無地」もしくは「白地にワンポイント」までのポロシャツを、制服に準じるものとして着用を認める。ただし、始業式等の式典の場合にはこれを認めない。
3. 冬季、制服の上着を着用しても寒い場合は、中にセーター・カーディガン（白、黒、グレー、紺、ベージュなど）の着用を認めます。
4. トレーナー、パーカーの着用、セーター・カーディガンの上着の代用としての着用は禁止します。
5. 登下校時の履物は靴を使用すること。また、校舎内では指定された上履きを着用し、外履き・体育館履きと明確に区別すること。
6. 頭髪は、高校生にふさわしく清潔なものとし、華美をつつしむこと。染髪等はしないこと。
7. ピアス、イヤリングなどの装飾品はつけないこと。
8. 特別な事情があつて制服以外のものを着用する場合には、生徒手帳の諸届欄に記入し、HR担任へ届け出ること。

(5) そ の 他

1. 以下の事項は、絶対に禁止する。
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力行為
 - ③ 医師の処方によらない睡眠剤や覚醒剤等の薬物の使用
 - ④ ナイフ等の危険物の持ち込み
 - ⑤ 生徒間の金銭の徴収・貸し借り
 - ⑥ 風俗営業店・パチンコ店など、高校生として不相当と思われる場所への出入り
 - ⑦ 授業妨害行為
 - ⑧ 保護者の承諾のない外泊
 - ⑨ 許可のない部外者と校内で面会したり、部外者を校内に呼び込む行為
2. 県の条例により夜間 11 時以降、保護者に伴われない外出は禁止する。
3. アルバイトを行う場合は、保護者と生徒がその必要性和学校生活への影響を十分に話し合い判断すること。ただし、夜間及び危険を伴う作業、教育上問題があると思われるアルバイトは行ってはならない。
4. 集会・発表・掲示等については、前もってHR担任・生徒会活動支援グループなど、関係職員の許可・指導を受けること。
5. 忌引日数は次の通りとする。なお、葬儀参列などのために必要となる旅行日数は、これに加算できる。

父母	7 日
祖父母・兄弟姉妹	3 日
伯叔父母・その他の同居する家族	1 日
6. 学校の名前の下に行く宿泊は、必ず関係職員の引率・指導を受けること。
7. その他、茅ヶ崎高等学校の生徒としての、良識ある行動を望む。